

士別市立学校における 教職員の働き方改革推進プラン

士別市教育委員会

平成31年3月（R2.3 改定）

はじめに

学校や子どもたちを取り巻く環境が一層多様化・複雑化しているなかで、教職員が担う業務もますます増大するととともに、様々な教育課題への対応が求められている一方で、新学習指導要領に示された理念の具現化など、教育の質の向上が必須の課題となっています。

こうした背景にあって、学校現場における長時間勤務の常態化が社会問題としても認知されており、教職員の心身の健康を脅かすことはもとより、子どもたちへの教育にも多大なる影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたなかで、土別市教育委員会は、教職員の長時間勤務の解消など「働き方改革」を進めるため、国（文部科学省）の緊急提言や北海道教育委員会の「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」も参照し、本プランを策定します。

本プランでは、教育委員会や学校が、地域と一緒にとなって、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりをめざすことを最大の目的に、基本的な目標や指標を設定し、学校現場での職場環境づくりや部活動のあり方などについて、できることから着実に工夫・改善していく方針で取り組みを進めます。

目的

学校における長時間勤務の解消など教職員の働き方を見直すことによって、心身ともに健康でいきいきと教育活動に取り組むことのできる環境づくりを進め、子どもたちの健やかで心豊かな成長を実現しうる教育の質の向上を図る。

推進体制

この計画の推進にあたって、土別市教育委員会とすべての土別市立学校は、常に連携を図りつつ、各々の役割を果たすとともに、保護者・地域・関係団体等の理解と協力を得ながら、目的の実現をめざすものとする。

計画の期間と見直し

この計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2021年度（令和3年度）までの3年間とする。なお、必要に応じて、適時見直しを行うものとする。

目標と指標

この計画の基本目標として、

「教育職員の在校等時間（※1）から所定の勤務時間（※2）等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」ことを掲げる。

※1 「在校等時間」は、5の（2）の①と同一。

※2 「所定の勤務時間」は、5の（2）の②と同一。

また、そのための指標として、2021年度までに以下の達成をめざす。

（1）すべての部活動における休養日の完全実施

（年間①（平日週1日52日十週末週1日52日）+②学校閉庁日9日

- (①と②の重複分を除く))
- (2) すべての学校における変形労働時間制の活用
- (3) すべての学校における定時退勤日（月2回以上）・学校閉庁日の実施

具体的取り組み

1. 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境づくり

- (1) 「チーム学校」の実現に向けたスタッフ体制の拡充促進
- ・市教委が独自に配置している特別支援教育支援員や心の教室相談員、事務生などの適切な配置と役割分担に努め、「チーム学校」としての体制強化を図る
 - ・国の制度や道の施策に基づく教職員加配や専門職の派遣などの積極的な活用のもと、教職員が本来担うべき時間の確保・拡大を図る
 - ・スクールソーシャルワーカーなどの支援体制の拡充に努める
 - ・学校が法的アドバイスを受けられるようスクールロイヤーの活用を図る
- (2) ICTの活用による授業準備等の充実
- ・道教委による教材や資料等の共有化の取り組みを有効活用するほか、教員がそれぞれの工夫を授業で発揮するとともに、児童生徒がより質の高い授業を受けられるよう、ICT環境の整備を進める
- (3) 校務支援システム等の導入と活用
- ・一部の学校で導入している校務支援システムについて、その有効性を鑑みながら、導入範囲の拡大について検討を進めるとともに、校務の効率化や教育の情報化等の結びつく活用の促進を図る
 - ・出退勤を客観的に把握・集計するシステムの構築を図る
- (4) コミュニティ・スクールによる外部支援体制の強化
- ・それぞれの地域特性も考慮しながら、コミュニティ・スクール^(※3)の活動促進に努めるなかで、積極的な外部人材の活用・支援を図り、地域全体で子どもの学びや成長を支える仕組みの構築をめざす
- ※3 「コミュニティ・スクール」
朝日・上士別・多寄・温根別の4地区では、平成30年度に導入、中央市街地の士別小・士別中・士別南小・士別南中では、平成31年度導入し、市内全域の小中学校で導入完了。
- (5) 教育委員会の体制等の強化・充実
- ・家庭や地域、関係団体などの理解と協力を得ながら、学校と教育委員会との連携のもとに働き方改革を進めるためにも、教育委員会の組織体制強化に努める
 - ・公立学校における勤務時間の上限設定など、関係法令等の動向にも留意し、必要な条例・規則等の整備を進める

2. 部活動に関わる負担の軽減

(1) 適切な部活動休養日や活動時間の設定と完全実施

- ・国（スポーツ庁）のガイドラインや道・道教委の方針も踏まえるとともに、本市の実態等も考慮するなかで、部活動における休養日及び活動時間を次

のとおり設定し、その完全実施に努める

【休養日】

1週あたり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末・祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）

学校閉庁日は部活動休養日とする（夏季休業期間3日、年末年始6日）

大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連、定通体連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間）は、代替の休養日を設ける

【活動時間】

1日の活動時間は平日2時間程度、学校休業日は3～4時間とする

（2）部活動指導員・部活動支援員の配置拡大

- 外部人材の活用による「部活動指導員」の積極的な登用や教員以外の学校職員による「部活動支援員」の拡充を図る

（3）今後を見据えた部活動形態の検討の継続

- 「部活動拠点校方式」（平成31年度から試行）の検証や総合型地域スポーツクラブ等との連携についての検討を進める

（4）中体連や中文連・定通体連、競技団体との連携等

- 大会開催の数などについて競技団体との情報交換や他市町村教育委員会との連携のもとに、中体連などとの協議を進め、合同チームや拠点校方式など、現行の規定における障壁や課題の解決に努める

3. 勤務時間を意識した働き方や充実した学校運営体制の推進

（1）ワーカーライフバランスを意識した働き方の推進

- 教職員の意識改革に結びつく日常的な啓発や研修活動の促進に努める
- 月2回以上の「定時退勤日」を設ける
- 年2回以上の時間外勤務等縮減強調週間の設定

（2）長期休業中における学校閉庁日の設定

- 夏季休業中にあってはお盆（8/15）に連動する3日間、冬季休業時の年末年始にあっては6日間の連続する学校閉庁日を設定する（年間9日間）

（3）在校している時間を客観的に計測し記録する仕組みの導入

- 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、ICT等の活用により、職員が在校している時間を客観的に計測・記録するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する仕組みを導入し、活用を図る

（4）管理職員のマネジメント能力の向上を図る取り組みの推進

- 校長会や教頭会と連携のもと、働き方改革に関する情報提供や道教委の研修の活用によって、管理能力の向上を図る

(5) 学校の状況に応じた主幹教諭等の配置検討

- ・学校の規模や状況に応じて、主幹教諭（※）の配置や加配の活用を進め、引き続き学校の組織体制や指導体制の充実に努める
(※ 主幹教諭＝平成30年度から土別小、土別南小に配置)

(6) 留守番電話やメールによる連絡対応等

- ・災害等の非常時や児童生徒等の指導に関して緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等の取り組みを進める

4. 教育委員会によるサポートの強化

(1) 学校や教職員以外の者が担うべき業務への対応

- ・中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）に示された考え方に基づき、各学校とも協議しながら、必要な取り組みの推進に努める

(2) 調査業務等の改善

- ・市教委は、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保するなど、一定期間に業務が集中することのないよう努める

(3) 勤務時間等に関わる制度の有効活用に向けた検討

- ・各学校の状況に応じて、変形労働時間制や週休日の振替などの活用促進のほか、各種現行制度の有効活用の助言などに努める

(4) メンタルヘルス対策等の取り組み推進

- ・教職員のメンタル不調防止のためストレスチェックを引き続き実施する
(なお、医師による面接指導を要すると判定された場合は、土別市立病院等での面接指導を勧奨する)
- ・メンタルヘルスに関わる各種情報の収集や各学校の実情等の把握に努め、可能な限り教職員のストレスが軽減される取り組みを進める

(5) 各種研修機会の拡充

- ・様々な教育課題の解決や教員の授業力向上などのため、引き続き各種研修に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教員のニーズも踏まえながら、市教委独自の研修の実施に努める
- ・市教委の独自研修の開催にあたっては、研修参加が大きな負担とならないよう、時期や時間、場所、運営方法などの工夫に努める

(6) 学校にとって有益な情報の提供と共有の促進

- ・児童生徒の指導の充実や職場環境の改善など、市教委は、常日頃から学校にとって有益な情報の収集に努め、適宜、情報提供と共有に努める
- ・また、児童生徒指導上の問題の深刻化等を含め、学校だけでは解決が困難な事案が発生した場合における対応にあたっては、スクールソーシャルワ

一ヵ一等の派遣のほか、関係機関との連携のもとに学校の支援に努める

(7) 適正な勤務時間の設定

- ・児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう、各学校に対して指導・助言する
- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(以下、「給特条例」という)第7条第2項に掲げる業務(以下、「超勤4項目」※⁴⁾という。)以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に、やむを得ず実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう、各学校に対して指導・助言する

※4 超勤4項目 「給特条例」第7条第2項

- ①生徒の実習に関する業務
- ②学校行事に関する業務
- ③職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(8) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう各学校に指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言する

5. 市立学校教育職員の在校等時間

- ・市立学校の教育職員にあっては、「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。)を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。このような状況を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関して次のとおり定める
- ・市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内するために、業務の削減や勤務環境の整備を進める
- ・各市立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする

(1) 対象者の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条
第2項に規定する教育職員を対象とする

(2) 在校等時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を作校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教委が外形的に把握する時間

イ 市教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）が45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）が360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月時間外在校等時間が100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間が720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数が6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間が80

時間

(3) 市教委が行う措置

- ① 市教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用等により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ② 市教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- ③ 市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。
 - ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する
 - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息の時間を確保する
 - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する
 - エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する
 - オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する
 - カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる
 - ④ 市教委は、各市立学校における取り組みの実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
 - ⑤ 市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本プランの周知を図る。
 - ⑥ 市教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、市立学校の取り組みの状況を把握し、公表する。

(4) 留意事項

- ① 本プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取り組みと併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを講ずることなく、学校や教員等に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあつてはならないこと。

③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めるものとする。